別記様式第21号（第50条関係）［略］
別記様式第22号（第52条関係）［略］
別記様式第23号（第52条関係）［略］
別記様式第24号（第52条関係）［略］
別記様式第25号（第54条関係）［略］
別記様式第26号（第54条関係）［略］
別記様式第27号（第54条関係）［略］
別記様式第28号（第55条関係）［略］
別記様式第29号（第56条関係）［略］
別記様式第30号（第56条関係）［略］
別記様式第31号（第56条関係）［略］
別記様式第32号（第58条関係）［略］
別記様式第33号（第58条関係）［略］
別記様式第34号（第58条関係）［略］
別記様式第35号（第59条第１項関係）［略］

別記様式第19号（第44条関係）［同上］
別記様式第20号（第46条関係）［同上］
別記様式第21号（第46条関係）［同上］
別記様式第22号（第46条関係）［同上］
別記様式第23号（第48条関係）［同上］
別記様式第24号（第48条関係）［同上］
別記様式第25号（第48条関係）［同上］
別記様式第26号（第49条関係）［同上］
別記様式第27号（第50条関係）［同上］
別記様式第28号（第50条関係）［同上］
別記様式第29号（第50条関係）［同上］
別記様式第30号（第52条関係）［同上］
別記様式第31号（第52条関係）［同上］
別記様式第32号（第52条関係）［同上］
別記様式第33号（第53条第１項関係）［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条　文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和二年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第十六条第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。	1　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第十六条第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一　［略］	一　［同上］
二　提案に係る文化財が有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）又は有形の民俗文化財（同項第三号に規定する民俗文化財をいう。以下同じ。）であるときは、その員数	二　提案に係る文化財が有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。第六号において同じ。）又は有形の民俗文化財（同項第三号に規定する民俗文化財をいう。）であるときは、その員数
三　提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物（文化財保護法第二条第一項第四号に規定する記念物をいう。以下同じ。）であるときは、その所在の場所又は所在地	三　提案に係る文化財の所在の場所又は所在地
四　提案に係る文化財の所有者等（当該文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときはその所有者、無形文化財（文化財保護法第二条第一項第二号に規定する無形文化財をいう。）であるときは保持者又は保持団体（同法第七十一条第二項に規定する保持団体をいう。）となるべき者、無形の民俗文化財であるときは保存地方公共団体等（同法第九十条の七第一項に規定する保存地方公共団体等をいう。）となるべき者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地	四　提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
五～九　［略］	五～九　［同上］
2　前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。	2　前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その写真	一　提案に係る文化財の写真
二　［略］	二　［同上］